

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月から消費税の税率が5%から8%に改正されました。この引上げによる増収分は、社会保障施策に要する経費に充てるものとされております。
平成30年度一般会計予算における用途の状況は、下記のとおりです。

(歳入)地方消費税交付金(社会保障財源化分) 154,542千円

(歳出)社会保障施策に要する経費のうち一般財源充当額1,014,160千円

(単位:千円)

事業区分	経費	財源内訳						
		特定財源				一般財源		
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)	
社会福祉	障害者福祉事業	446,313	160,584	97,546	0	38	188,145	21,636
	高齢者福祉事業	28,519	0	893	0	0	27,626	3,091
	児童福祉事業	676,660	284,064	102,364	0	51,566	238,666	49,453
	母子福祉事業	3,302	0	1,560	0	0	1,742	309
	小計	1,154,794	444,648	202,363	0	51,604	456,179	74,489
社会保険	国民健康保険事業	127,562	20,357	56,733	0	0	50,472	12,363
	介護保険事業	184,497	924	462	0	0	183,111	38,327
	後期高齢者医療事業	221,301	0	26,061	0	8,530	186,710	1,545
	小計	533,360	21,281	83,256	0	8,530	420,293	52,235
保健衛生	予防事業	45,320	0	0	0	90	45,230	9,273
	健康増進事業	29,283	169	1,175	0	3,074	24,865	4,636
	母子保健事業	86,455	650	17,994	0	218	67,593	13,909
	小計	161,058	819	19,169	0	3,382	137,688	27,818
合計	1,849,212	466,748	304,788	0	63,516	1,014,160	154,542	